

新見市選管告示第4号

選挙人名簿の登録の移し替えの延期について

令和7年4月13日執行の新見市議会議員一般選挙の実施に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1項の規定に基づき、次の期間中における選挙人名簿の登録の移し替えは、選挙期日後に延期するものとする。

令和7年2月4日

新見市選挙管理委員会
委員長 小村 幸男



- 1 登録の移し替えを行わない期間
自 令和7年3月20日（木）
至 令和7年4月13日（日）